

コップ販売式飲料自動販売機の設置に関する募集要項

東京都立東大和南高等学校に設置するコップ販売式飲料自動販売機の設置事業者を、公募により選定します。応募される方は、この要項をよく読み、必要書類を提出してください。

記

1 日程

- (1) 募集受付期間 令和8年4月27日(月)から令和8年5月15日(金)まで
(土・日・祝日を除く9:00~17:00)
- (2) 選定結果の通知 令和8年5月20日(水)までに通知する
- (3) 自動販売機の設置 令和8年6月1日(月)から

2 設置場所

- (1) 所在 東京都東大和市桜が丘三丁目44番地8
- (2) 名称 東京都立東大和南高等学校
- (3) 校舎名及び設置場所 特別教室棟2階

3 設置目的

東京都立東大和南高等学校生徒・職員の福利厚生の一環として、自動販売機を設置する。

4 設置の形態

東京都教育財産管理規則第15条第1項第4号の規定による教育財産の使用許可により行う。

5 使用期間

令和8年6月1日から令和11年3月31日まで

6 使用料

市価より低廉な価格で販売するために設置する場合は、使用料を免除する。

7 光熱水費

- (1) 水道料、電気料等建物の使用に伴う経費(光熱水費)は、設置事業者の負担とし、子メーターで月間消費電力量を算出し、協定に基づいて計算された納入金額を東京都が発行する納入通知書により指定の期日までに確実に納入すること。
- (2) 子メーターは設置事業者が取り付け、有効期間をラベルシール等で表示すること。表示は常時目視できる位置にすること。

8 応募資格

- (1) 東京都暴力団排除条例(平成23年条例第54条)第2条に規定する暴力団及びその暴力団員でないこと。
- (2) 同一業種の営業経験年数が5年以上であること。
- (3) 税金を完納していること。
- (4) 資産状態が良好であること。
- (5) 東京都内に事業の店舗を有していること。

9 設置条件

- (1) 自動販売機を1台設置する。
- (2) 設置及び撤去に関する工事費、移転費、電源工事費等はすべて設置事業者の負担とする。
- (3) 販売品目は、挽きたての豆から淹れるコーヒーを中心に他のメニューもあるもので、蓋をつけられること。
- (4) 主要な電子マネーに対応していること。
- (5) 商品は定期的に本校の要望に応じた内容となるよう協議に応じること。
- (6) 販売時間は学校長が定めた時間内とすること。
- (7) 販売価格は市価よりも低廉なものとすること。
- (8) 空き容器等の回収箱を自動販売機脇及びその周辺に設置すること。
- (9) 飲み残しボックスを自動販売機脇及びその周辺に設置するのが望ましい。
- (10) 使用者が回収、処理する空き容器等は、設置した回収箱内の空き容器等に限定すること。
- (11) 使用者の責務において回収、処理すべき空き容器等は、自動販売機で販売した空き容器等であること。
- (12) 設置する自動販売機は、本体に漏電しゃ断器付のものであり、省電力など環境に十分配慮したものであること。
- (13) 設置する自動販売機は、フロン法(平成13年法律第34号)第2条第1項に基づくフロン類の冷媒を使用していないものであること。
- (14) 設置する自動販売機は、フロン法(平成13年法律第34号)第2条第1項に基づくフロン類の冷媒を使用していないものであること。
- (15) 日本工業規格の据付基準又は(社)全国清涼飲料工業会の自動販売機据付基準を遵守し、転倒防止措置を行うこと。
- (16) 火災、その他により販売機が損傷しても一切の異議を申し出ないこと。
- (17) 自動販売機を設置するにあたり、営業許可、保健所への届等、許可等法令に規定のある事項については、設置事業者が使用前に手続きを行い、その許可書等の写しを添付の上、使用許可申請を行うこと。
- (18) 教育委員会及び学校長が必要と認める場合又は使用許可の条件に反した場合は、使用許可を取り消す。

10 維持管理

- (1) 商品補充、金銭管理(つり銭の補充を含む)などの自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先、連絡方法、連絡時間を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (3) 自動販売機は衛生面に配慮し、常に清潔を保持すること。
- (4) 商品の納入、廃棄物の搬出に関する時間及び経路については、学校長と協議すること。

11 提出書類

提出書類の返却は一切いたしません。

- (1) 清涼飲料水等自動販売機設置申込書(別紙1)
- (2) 提案書
- (3) カタログ等

設置条件を満たした自動販売機であることがわかるものを(2)提案書に添付すること。

- (4) 販売品目及び価格表(様式2-2)

(2)～(4)は、可能であれば4部ずつご提出ください。

なお、以下※のものは設置事業者として決定した際に提出していただきますのでご承知おきください。

※(5) 東京都教育財産使用許可兼使用料免除申請書(様式給付)

※(6) 申立書

自動販売機の機種が、飲食物の提供である場合に提出する。

申請の前3年の間に、自動販売機による営業販売に関し、所管行政庁から食品衛生法(昭和22年法律第233号)又は食品製造業等取締条例(昭和28年東京都条例第111号)の規定に基づき、営業許可の取消し、営業の禁止、又は、食品衛生上の危害を除去するための必要措置命令の行政処分を受けたことがないことの申立書。

※(7) 印鑑証明書

※(8) 登記簿謄本(現に効力を有する部分のみ)

個人で商号を用いている場合は商号登記簿謄本(写しは認めない。)

個人で営業している場合は市区町村長が発行する身分証明書。

※(9) 納税証明書

申請時を基準として直前1か年の営業年度分とし、法人の場合は法人税及び法人事業税(いずれも、確定申告分)。

個人の場合は、所得税及び個人事業税の納税証明書。ただし、納税実績のない場合はその理由を詳記した書面及び都民税並びに都内における主たる固定資産税の納税証明書。

※(10) 財務諸表

申請時を基準として、直前2か年の営業年度分とし、法人の場合は、貸借対照表、損益計算書及び
剰余金処分計算書。

個人の場合は、収支計算書及び営業用純資本計算書。

※(11) 営業許可書(必要な場合のみ)

※(12) 経歴書

12 応募方法

上記応募資格、設置条件にあてはまることを確認のうえ、11 提出書類の(1)から(4)を募集受
付期間内に提出すること。

(1) 提出先 〒207-0022

東京都東大和市桜が丘3-44-8

東京都立東大和南高等学校 経営企画室

電 話 042-565-7117

ファクシミリ 042-565-2895

(2) 提出方法 郵送または持参

窓口は土・日・祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで

13 選考方法

(1) 本校設置の業者選定委員会で提出書類の内容を審査し、設置事業者の決定を行う。

(2) 選考結果は文書で通知する。

東京都立東大和南高等学校

担当 経営企画室 下田

電話 042-565-7117